

## 介護情報公表システムの対象となっている施設等（介護報酬収入年額100万円以下の介護施設等）の作業内容及び被害状況報告について

### 1. 被災確認対象事業所番号（ID）の付与等

- (1) 和歌山県で「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を設定します。
- (2) 設定した「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を和歌山県から和歌山市に連絡があり、各施設等に対し和歌山市から別途郵送にてお知らせします。

### 2. 連絡先等の確認

- (1) 上記1にて送付された「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」により、報告システムにログインしてください。

報告システムURL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/30/>

※介護サービス情報報告システムと同一です。

- (2) 報告システムにて以下の項目を速やかに登録してください。

○ 被災報告の担当者の連絡先設定

- ・ 担当者氏名
- ・ メールアドレス
- ・ 電話番号

○ 緊急時の担当者の連絡先設定

- ・ 担当者氏名
- ・ メールアドレス
- ・ 電話番号

※ 必ず内容を確認し、更新してください。

### 3. 災害発生時における被災状況の報告方法

#### A. 「被災確認対象事業所番号（ID）」等通知文書受取り前

災害発生時においては、「介護保険サービス事業所・施設 被害状況報告」様式を和歌山市指導監査課に提出してください。

※「介護保険サービス事業所・施設 被害状況報告」様式は和歌山市ホームページ「災害発生時における被害状況の報告について」（ページ番号：1014516）からダウンロードしてください。

#### B. 「被災確認対象事業所番号（ID）」等通知文書受取り後

① 小規模災害等、国からシステムの利用の指示がない場合

災害発生時においては、「被害状況報告様式」を和歌山市指導監査課に提出してください。

※「被害状況報告様式」は和歌山市ホームページ「災害発生時における被害状況の報告について」（ページ番号：1014516）からダウンロードしてください。

## ② 国からシステムの利用の指示があった場合

### (1) 国における災害情報の登録

- ・災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省は、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。（災害情報の登録例：令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨）

### (2) 介護施設・事業所等に対する連絡

和歌山県介護サービス指導室のホームページ「きのくに介護 de ネット」、和歌山市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」等への掲載、各介護施設等の法人メールアドレスへのメール送付等により、システム上で被害状況の報告が可能になったことを連絡します。

### (3) 介護施設・事業所等における被害状況の報告

- ・被害が生じた場合は、**被害状況をシステム上で報告**してください。
- ・報告の際、システム上、すべての必須項目を選択する必要がありますが、第2報等で更新情報を報告することが可能ですので、第1報は迅速性を最優先し、その時点で把握している状況を入力・報告してください。